

南砂小学校PTA規約・細則

南砂小学校PTA個人情報保護ルール

規約・細則・個人情報保護ルールの制改定履歴

改定概要	制改定年月
南砂小学校発足に伴い規約制定	平成12年4月16日総会
役員人数に目途と若干名を追記、他、文言見直し	平成14年4月21日総会
クラブ、同好会についての細則を、より具体的に規定	平成16年2月13日運営委員会
教頭→副校長へ呼称変更、特別会計に関する規約を追加	平成17年5月7日総会
役員選考方法見直し、各委員会分担見直し	平成18年4月26日総会
役員継続期間見直し	平成19年4月27日総会
会計監査選考方法及び役務見直し	平成20年5月2日総会
運営委員会の開催見直し	平成22年4月23日総会
役員の学年選出数に上限を設定、慶弔細則見直し	平成26年5月9日総会
本部役員の任期及び欠員時の取り扱いを見直し／本部役員選考保護者会の名称変更 ／運営委員会の構成員を明確にし、運営委員会の招集要件を明記	平成27年5月8日総会
本部役員選考会の成立要件の見直し	平成27年5月14日運営委員会
臨時支出に係る承認機関について、細則追加	平成29年5月8日総会
個人情報保護ルールを制定	平成30年5月9日総会
学級委員会役員構成の規約・細則見直し 教職員会費の見直し	2020年5月13日総会
クラブ・同好会の見直し、交際費・青少年委員助成金の新設	2021年1月12日運営委員会
本部役員任期／総会要件	2021年4月30日総会
校庭開放運営委員会に関する細則の追加	2021年6月18日運営委員会

南砂小学校PTA規約

(名称)

第1条 本会は江東区立南砂小学校PTA(以下「本会」という)と称し、事務所を江東区立南砂小学校内におく。

(目的と活動)

第2条 本会の目的は会員が協力して、児童の心身の健全な育成につとめ、あわせて会員相互の理解を深め教養を高めることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学校と家庭の連絡を緊密にし、児童の生活の指導にあたる。
2. 会員相互の親睦と資質の向上を図る。
3. 児童の教育や福祉を目的とする他の団体や機関との協力を図る。
4. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

(方針)

第4条 本会は特定の政党・宗派および団体に偏することなく、また学校の人事や運営に干渉しない。

(会員)

第5条 本会の会員は本校に在学する児童の保護者またはそれに代わる者ならびに教職員とする。

第6条 会員は本会に対し平等に権利を持ち平等の義務と責任を負う。また会員の個人情報に関する取り扱いについては、「南砂小学校PTA個人情報取扱ルール」に定める。

(役員および会計監査)

第7条 本会に次の本部役員および会計監査をおく。

本部役員

名誉会長 (学校長)

会 長 (保護者1名)

副 会 長 (保護者9名を目途とし若干名・副校長)

会 計 (保護者2名を目途とし若干名・教職員2名)

顧 問 (元会長を顧問としておくことができる)

会計監査 (保護者2名を目途とし若干名)

第8条 本部役員は会員より立候補した、または推薦された候補者ならびに現本部役員の中から本部役員選考会において選出し、総会の承認を得るものとする。

ただし、教職員の本部役員は教職会員より選出する。

会計監査は本部役員歴任者の中から会長が任命し、総会の承認を得るものとする。

第9条 本部役員を選出は、学年毎に2名以上4名以下とする。

ただし、その学年の児童数が35名未満となる場合は、1名以上3名以下とする。

第10条 本部役員の任期は定期総会から次年度定期総会までの2年とし、更なる再選を妨げない。

ただし、会計と会計監査はそれぞれ2年を超えることはできない。

本部役員に転出等で欠員が生じた場合は、その学年内で再募集、または欠員のままとする。

会計監査に欠員が生じた場合は、必要により会長が本部役員歴任者から任命する。

なお任期は前任者の残任期間とし、運営委員会の承認事項とする。

第11条 政党もしくは政治目的を有する団体の役員は本会の役員になることは出来ない。

第12条 本部役員および会計監査は次の職務を行う。

1. 本部役員

① 会長は本会を代表し、会務を総括する。

② 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。

③ 会計は本会の経理に関する事務を掌る。

④ 名誉会長および顧問は会長の諮問に答える。

2. 会計監査

① 会計監査は必要に応じて本会の経理を監査し、役員会および総会に報告する。

(学級代表および委員)

第13条 本会には次の委員をおく。

1. 学級代表(委員)各クラス2名

2. 広報委員 各クラス1名

3. 教養委員 各クラス1名

4. 校外委員 各クラス1名

第14条 各委員はクラスよりそれぞれ選出する。

第15条 学級代表は運営委員会に出席するとともに学校PTA活動を行う。

第16条 委員は各委員会を構成し、運営委員会において決定した事業活動の細案をたて、実施にあたる。

第17条 委員の任期は、1年とする。

(会議)

第18条 本会の運営のために次の会をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 専門委員会
5. 学級委員会
6. 本部役員選考会

第19条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度当初に開き、臨時総会は、運営委員会、または会員の5分の1以上が必要と認めたとときに開く。

第20条 総会において次のことを行う。

1. 事業計画、事業報告の審議と承認
2. 予算・決算および会計監査報告の審議と承認
3. 本部役員および会計監査の承認
4. その他必要事項

第21条 総会は会員の3分の2以上の出席により成立し、出席者過半数の賛成によって議決する。賛否同数の場合は議長の権限とする。ただし、委任状を認める。書面決議（インターネット提出含む）において提出とあるのは、出席と読み替えるものとする。

第22条 役員会は本部役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。会計監査は必要に応じて役員会に出席でき、また会長は会計監査の出席を要請することができる。

第23条 運営委員会は、次の構成員によって組織する。

- ・ 本部役員 全員
 - ・ 学級代表 学級代表のうち指名された者（各クラス1名）
 - ・ 各専門委員 各専門委員のうち指名された者（各専門委員2名）
2. 運営委員会の構成員及び各クラブ・同好会の代表者は、運営委員会の会議の議題及び議案を提案できる。

第24条 運営委員会は全体の運営にあたるため、2カ月に1回を目安に必要なに応じて会長が招集する。

第25条 第3条による活動を行うために、第13条の委員により構成される各専門委員会をおく。

第26条 学級委員会は委員長1名、副委員長1名、書記2名を互選する。委員長は委員会を招集し、活動の責任を持つ。活動の内容については、別に細則を定める。

第27条 専門委員会は委員長1名、副委員長1名、会計1名を互選する。委員長は委員会を招集し、活動の責任を持つ。活動の内容については、別に細則を定める。

第28条 必要に応じ運営委員会の承認を得て、臨時の委員会を構成することができる。

第29条 運営委員会・各委員会は委員の3分の2の出席により成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって議決する。

第30条 本部役員選考会は、学年単位に第8条の通り次年度の本部役員を選出する。なお、詳細は別に細則を定める。

(経理)

第31条 本会の経理は会費その他をもって充てる。

第32条 会費は1家庭につき年額5千円とする。教職員は1千円とする。

第33条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第34条 本会には、一般会計と特別会計を設ける。

第35条 特別会計には、周年行事や備品類の周期的な取替えなど、一定の周期で予想される大幅な支出に備えるための積立金をその目的毎に会計が明確になるよう分離、整理する。

(附則)

第36条 必要な細則の制定改廃は、運営委員会に諮って定め、総会に報告する。

第37条 本会の規約は総会において改正することができる。ただし第19条を準用し改正案を総会開催の3日前までに全会員に知らせなくてはならない。

細 則

細則1 本部役員の選考手続き等について

1. 選考方法と時期

- (1) 本部役員選考会は、毎年2月までを目途に休日の授業参観日などにあわせて運営委員会より招集される。(新1年生は4月)
- (2) この選考会では、学級代表が主体となり現本部役員補佐のもと、学年毎に次年度の本部役員候補者(以下「本部候補者」という)の選考を行う。(新1年生は本部役員が主体)
- (3) 選考結果(本部候補者)は、選考後の運営委員会の際、学級委員代表者から報告する。(新1年生は運営委員会への報告を省略)
なお、この運営委員会には原則として本部候補者も出席する。

2. 総会までの手続き

- (1) 本部候補者(新1年生を除く)は、選考後の運営委員会で確認されたのち、運営委員会より次年度の活動計画、予算案の策定などの総会準備が委任される。
- (2) 現本部役員は本部候補者を補佐し、引継ぎを兼ねて協同で前項の作業にあたる。

細則2 各委員会およびクラブ等の事業内容等について

1. 学級委員会

- (1) 学級PTAにおける会員相互の親睦と教養を高めるための諸活動を行い、会員の意見を運営委員会に反映させる。
 - ① 学年毎の親睦交流活動
 - ② 学年内の連絡調整活動

(2) その他

2. 広報委員会

- (1) PTA新聞の発行
- (2) その他

3. 教養委員会

- (1) 会員相互の親睦・教養を深めるための活動
 - ① 外部関係団体が主催する講演会、研修会などへの参加斡旋、協力
 - ② 全学年合同の親睦交流活動(夏休み期間または直前、直後の時期)

(2) その他

4. 校外委員会

- (1) 校外における児童の心身の安全と健全な育成など校外生活の指導に関して、学校に協力する。
- (2) 委員はクラス単位での校外活動を統括する。
 - ① 校庭開放
 - ② パトロール

③ 地域清掃

(3) その他

5. クラブ、同好会

5.1 クラブに関すること

(クラブの目的)

(1) クラブは、活動を通して地域の小学校や会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(クラブの設置)

(2) クラブの設置は、現役会員10名以上の賛同者を連名のうえ運営委員会に諮り、承認を得て認められる。また毎年部員の募集を行い、その状況により継続が認められる。

(クラブ役員への報告)

(3) クラブは設置が認められた場合に、代表者及び会計担当者を運営委員会及び学校側に報告する。

(学校施設の利用)

(4) クラブは、活動に際して学校側と連絡を密にし、学校教育に支障のない範囲で学校施設を利用することができる。

(大会への出場)

(5) クラブは、南砂小PTAの代表として要請を受けた大会（以下「P大会」という）に限り、代表として出場する。止むを得ない事由等によりP大会への出場ができない場合は、この限りではない。なお、児童向けクラブが出場する大会は別途、役員会に諮り承認を得る。

(予算)

(6) クラブ予算は4万円以内とし、P大会参加費やそれ以外のP大会費用、運営経費に充当する。予算を超える分はクラブ部員の拠出で行う。

① P大会に出場しない場合はP大会参加費を返金する。

② P大会2日目または上位大会へ進出した場合はその都度、クラブが本部へ報告しPTA会費（以下「P会費」という）から1万円の助成を受ける。

③ 予算からP大会参加費を除いた額が、部員数×5千円（1会員のP会費）を超えるのは望ましくない。P大会参加や親睦に貢献する一方、クラブ部員個人の恩恵になっていることも考慮する必要がある。

④ 児童向けクラブの予算は別途、役員会に諮り承認を得て支出する。

(備品購入の経費)

(7) 備品購入の経費は、PTA会員が共有して使用可能な備品に限り、「細則4 臨時支出に関すること」に則り承認を得て受領できる。この場合、本部の会計がP会費から支出する。

(運営委員会からの監督)

(8) クラブがその目的に反するような形で運営された時は、運営委員会から改善の指示や改廃を受ける。

(活動報告)

(9) クラブは、運営委員会において必要に応じて活動報告をしなければならない。

5.2 同好会に関する事

(同好会の設置)

(1) 同好会は、組織としての賛同者が10名に満たない場合でもクラブに準じた目的を掲げた場合、運営委員会の承認を受けて設置することができる。

(同好会役員の報告)

(2) 5.1(3)に準ずる。

(同好会のクラブへの昇格)

(3) 同好会はクラブの目的、クラブ設置の条件を満たした時、運営委員会に諮り、承認を得てクラブとして改めて設置することができる。

(学校施設の利用)

(4) 5.1(4)に準ずる。

(大会への出場)

(5) 5.1(5)に準ずる。

(予算)

(6) P大会参加費のみP会費から支出する。それ以外の大会参加費用や運営費は同好会会員の拠出とする。

(備品購入の経費)

(7) 原則として同好会会員の拠出とする。但し、P大会参加時に必要不可欠な備品や止むを得ない事由等が発生した場合に限り、5.1(7)に準ずる。

(運営委員会からの監督)

(8) 5.1(8)に準ずる。

(活動報告)

(9) 5.1(9)に準ずる。

6. 校庭開放運営委員会

(1) 江東区学校開放事業実施要綱に基づき、幼児、児童の身近でかつ安全な遊び場を提供する。

(2) 校庭開放運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

- ・ 校長
- ・ PTA会長
- ・ 校外委員

細則3 会員の慶弔に関する事

1. 本校に在学する児童、会員の慶弔に際して下記の規定により微意を表す。

教職員の結婚	5千円
児童の死亡	1万円及び供花
会員の死亡	1万円及び供花

2. 火災・疾病等、特別の場合は役員会で諮り、微意を表すことができる。

細則4 臨時支出に関する事

1. 備品購入の経費は、PTA会員が共有して使用可能なものに限り、各機関に諮り承認を得て受領できる。この場合、本部の会計がP会費から支出する。ただし、止むを得ない事由等により各機関の承認を得る暇がない場合は、PTA会長の判断による。

20万円以上	総会
10万円以上	運営委員会
1万円以上	役員会
1万円未満	PTA会長

2. その他臨時支出についても、上記に準ずるものとする。

細則5 交際費に関する事

関連諸団体発行の領収書がある懇親会等の活動費、関連諸団体の活動に伴う交通費はP会費から支出する。これ以外の交際費はPTA運営に必要と判断されたものに限り、役員会に諮り承認を得て支出できる。

細則6 青少年委員への助成に関する事

南砂小学校選出の青少年委員に対して年1万円を助成する。

南砂小学校PTA個人情報取扱ルール

(目的)

第1条 江東区立南砂小学校PTA(以下「本会」という)個人情報取扱ルールは、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、PTA活動の円滑な運営を図るとともに、会員の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会の個人情報取扱ルールは、総会資料、ホームページ、本会広報等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは本会会員個人が特定される事項とする。

本会は、「南砂小学校PTA規約」に定めるPTA活動を行うために、個人情報の利用目的を明示したうえで、会員から適正な手段により取得する。

(個人情報の利用)

第5条 本会は、個人情報の取得時に明示した目的の範囲内で個人情報を利用するものとする。

2 本会は、個人情報の取得時に明示した利用目的以外で個人情報を利用する場合には、本人に同意を得るものとする。

(個人情報の管理)

第6条 個人情報は、会長が指定する役員、委員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう、裁断等により速やかに破棄するものとする。

(個人情報の第三者提供の制限)

第7条 個人情報は、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の開示、訂正、破棄)

第8条 個人情報の開示、訂正、破棄を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し出るものとする。

(規約の変更)

第9条 このルールは、本会の定期総会または臨時総会において、出席者の3分の2以上（委任状含む）の同意を得て改正することができる。

以上